

令和6(2024)年度諮問(一)第1号
令和6(2024)年度答申(一)第8号

「生活保護法に基づく生活保護変更決定処分に係る審査請求
に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

宇都宮市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで行った生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

- 1 処分庁は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づき、令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで審査請求人に冬季加算を支給する決定を行った。
- 2 処分庁は、冬季加算を令和〇（〇〇）年11月から令和〇（〇〇）年3月まで審査請求人に支給した。
- 3 処分庁は、令和〇（〇〇）年4月分以降の審査請求人の保護費から冬季加算を削除する本件処分を行い、令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで審査請求人宛て通知した。
- 4 審査請求人は、本件処分を不服として、令和6（2024）年4月3日付けで審査請求書を審査庁に提出した。
- 5 審査庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、令和6（2024）年6月19日付けで本件審査請求について栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人
生活保護費から冬季加算が削除されるのは納得できない。
- 2 審査庁
本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

- 1 審理員意見書の結論
本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分に係る法令等の規定について

本件処分に係る法令や通知内容は、以下のとおりである。

法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」、昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」(以下「局長通知」という。)等に基づいて行われている。これらの国からの通知は、地方自治法第245条の9第1項に規定する法定受託事務の処理基準と位置付けられている。

また、法による保護の実施に係る具体的な基準額については、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)において定められている。

ア 法の規定について

法第8条第1項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と定められている。

イ 保護の基準の規定について

(ア) 冬季加算の支給時期について

保護の基準の別表第1の第1章1(1)イ(ア)の第2類の表において、級地区分が2級地-1であって、地区区分がV区の地域では、冬季加算が11月から翌年3月まで支給される旨定められている。

(イ) 地区区分について

保護の基準の別表第1の第1章1(2)イにおいて、保護の基準の別表第1の第1章1(1)イ(ア)の第2類の表におけるI区からVI区までの区分について定められており、栃木県はV区に該当する旨定められている。

(ウ) 級地区分について

保護の基準の別表第9の2(1)において、保護の基準の別表第1の基準額に係る級地区分について定められており、宇都宮市の級地区分が2級地-1である旨定められている。

ウ 局長通知の規定について

局長通知第7の1において、「級地基準の適用は、原則として世帯の居住地又は現在地による」と定められている。

(2) 本件処分の妥当性について

上記(1)イのとおり、宇都宮市の級地区分は2級地-1、地区区分はV区であり、当該地区の世帯には11月から翌年3月まで冬季加算を支給することとされていることから、4月分の保護費から冬季加算を削除した本件処分は、保護の基準の定めるところに従って行われたものと認められる。

したがって、本件処分には違法又は不当な点はないことから、本件審査請求には理由がない。

第5 審査会の判断理由

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分について

審査請求人は、4月分の保護費から冬季加算を削除した本件処分について、冬季加算が削除されることが納得できない旨主張している。

このため、審査会において、保護の基準等を参照しながらこれを検証したところ、誤りは認められなかった。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のことから、当審査会は、第1「審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 (2024) 年 6 月 19 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 7 (2025) 年 1 月 20 日 (第64回審査会第 2 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和 7 (2025) 年 2 月 26 日 (第65回審査会第 2 部会)	・ 審議

栃木県行政不服審査会第 2 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
小 林 延 年	元栃木県農政部長	部会長職務代理者
篠 崎 文 男	社会福祉士	
杉 田 明 子	弁護士	
茂 木 明 奈	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)